



## 5. 定款一部変更

### (1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 2 月 1 日をもって当社定款第 5 条の発行可能株式総数を以下のとおり変更いたします。

### (2) 変更の内容

現行定款	変更後
(発行済株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,200,000</u> 株とする。	(発行済株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>21,600,000</u> 株とする。

## 6. 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権において1株当たりの行使価額を平成 29 年 2 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

取締役会決議日	新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 19 年 6 月 22 日	第 2 回新株予約権	263 円	88 円
平成 26 年 4 月 24 日	第 6 回新株予約権	400 円	134 円
平成 27 年 4 月 23 日	第 7 回新株予約権	563 円	188 円

以 上